

二次救急病院等感染拡大防止支援事業費
補 助 金 交 付 要 綱

二次救急病院等感染拡大防止支援事業費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 二次救急病院等感染拡大防止支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）が、救急・周産期・小児医療機関を受診した場合においても診療ができるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

厚生労働省が定める「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和2年6月16日医政発0616第1号、健発0616第5号、薬生発0616第2号）に基づき、疑い患者を診療する医療機関として県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関が実施する、新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

(補助金の交付の対象となる経費及び交付額の算定方法)

第4条 前条に規定する事業に対する補助対象経費及び交付額の算定方法は、別表第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める対象経費の実支出額と第3欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書及び添付書類の様式、提出期限、補助金の交付)

第5条 この補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書兼概算払請求書（様式第1号）に関係書類等を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

(補助金の交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分又は事業の内容を変更しようとするときは、事業変更承認申請書（様式第2号）により知事の承認を受けなければならない。ただし、事業の目的の達成に支障をきたさな

い事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

- (2) 事業を中止又は廃止しようとするときは、事業（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換貸し付け又は担保に供してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（実績報告書）

第7条 補助金の事業実績報告書は、事業完了後事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書（様式第4号）により知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第8条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について知事に返還することを命ずる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書）

第9条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第5号）により速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部を県に納付させることがある。

（書類の保管）

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定めるものとする。

- 1 この要綱は、令和2年7月3日から施行し、令和2年4月1日から遡って適用する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

1 事業区分	2 対象経費	3 基準額	4 補助率
設備整備事業	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	<p>次に掲げる上限額に、医療機関が必要とする数量を乗じた額とする。</p> <p>上限額</p> <p>(1) 初度設備費 1床当たり 133,000円</p> <p>(2) 個人防護具 1人当たり 3,600円</p> <p>(3) 簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000円</p> <p>(4) 簡易ベッド 1台当たり 51,400円</p> <p>(5) 簡易診療室及び付帯する備品 実費相当額 (簡易診察室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。)</p> <p>(6) H E P Aフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり 905,000円</p> <p>(7) H E P Aフィルター付パーテーション 1台当たり 205,000円</p> <p>(8) 消毒経費 実費相当額</p> <p>(9) 救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品 1施設当たり 300,000円</p> <p>(10) 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器 1台当たり 1,500,000円</p>	10 / 10
院内感染防止対策・診療体制確保等事業	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	<p>99床以下の医療機関 20,000,000円</p> <p>100床以上の医療機関 30,000,000円</p> <p>以降100床ごとに 10,000,000円を追加</p> <p>新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関には、10,000,000円を加算</p>	10 / 10